

- 2 ワクチン追加接種(3回目)について
- 4 5 個性を生かし、自信につなげる

2月1日

ISEHARA

After

令和3(2021)年11月撮影

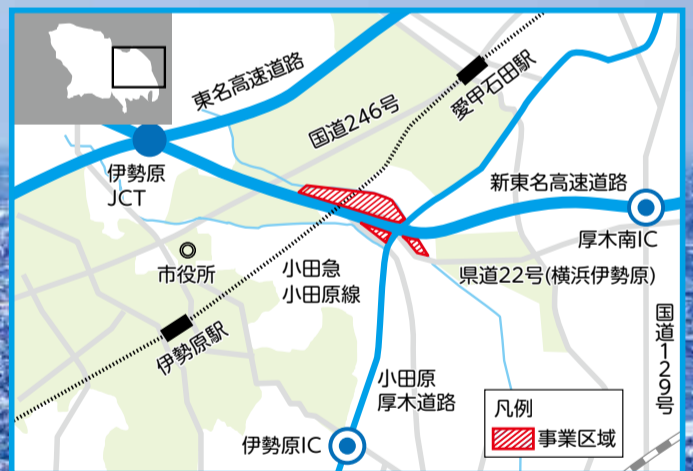
新たな活力、ここに誕生

東部第二土地区画整理事業で換地処分

県道22号(横浜伊勢原)沿線の下糟屋地区約21.9ヘクタールで進められている土地区画整理事業において、1月18日に県知事により換地処分の公告がなされました。平成27(2015)年3月に組合設立認可を受けてから約6年10カ月の歳月を経て行われたもので、市内では内陸伊勢原(鈴川)工業団地、歌川産業スクエアに続く第3の工業団地の誕生です。

全18区画には製造業や運輸業などの企業の立地が決定。建築工事が進み、順次操業が開始されています。新たな産業用地の創出による地域経済の活性化は、まさに活気を与え、人口増加や雇用創出などが期待されます。

また昨年1月には、上粕屋地区で伊勢原大山インター土地区画整理事業の組合設立認可を受け、関係権利者による事業が始まっています。今後も新たな産業用地が創出されることで、市の活力はさらに増していきます◇2月15日号から、東部第二土地区画整理事業の進出企業を紹介する新連載が始まります



換地処分とは…土地区画整理事業の施行により、整理前の土地の代わりに交付される整理後の土地を「換地」といい、換地計画により決められた権利変動の内容を法的に確定する行政処分のこと。

新産業拠点整備課 ☎94-4769

新町名が決まりました

関係権利者や進出企業の意見を考慮し、事業区域とそれに隣接する歌川・渋田川の河川用地、新東名高速道路や小田原厚木道路、県道22号(横浜伊勢原)などを含んだ一団の区域について、町名が次のとおり変わりました。

新字名	旧字名
下糟屋東一丁目	下糟屋字蔵ノ下の一部、字棚田の一部
下糟屋東二丁目	下糟屋字棚田の一部、字四面塔の一部、字塚田の全部、字田島崎の全部
下糟屋東三丁目	下糟屋字四面塔の一部、字又口の一部

Before

令和2(2020)年4月撮影(白枠内が事業区域)